

公立大学法人山梨県立大学入試本部規程

(平成22年4月1日制定 法人第2401号)

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学基本規則第17条第2項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学入試本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本部は、次の各号に掲げる事項について検討し実施する。

- (1) 入学者選抜制度の設計等に関する事項
- (2) 大学入学共通テストに関する事項
- (3) その他入学者選抜に関する重要事項

(組織)

第3条 本部は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長が指名する理事
- (2) 各学部長・研究科長・専攻科長
- (3) アドミッションズ・センター長
- (4) 各学部・研究科・専攻科入試企画委員長
- (5) 学生支援課長
- (6) 池田事務室長
- (7) 本部長が指名した者

(本部長及び副本部長)

第4条 本部に、本部長及び副本部長を置く。

2 本部長は前条第1号の者を、副本部長は前条第3号の者をもって充てる。

3 本部長は、入試本部の会議を招集し、その議長となる。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 本部の会議は、入試本部構成員の過半数の出席をもって成立する。

(議事)

第6条 本部の会議の議事は、出席者（議長を除く。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴聞)

第7条 議長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(削除)

(委員会)

第8条 本部の円滑な運営を図るため、各学部・研究科・専攻科に入試企画委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、入学者選抜に関する次の事項について実施する。

- (1) 入学者選抜の企画
- (2) 入学者選抜の実施
- (3) その他入学者選抜に関する事項

3 委員会には、委員長を置く。

4 前項の委員長は、各学部・研究科・専攻科で選任された教員をもって充てる。

5 入学者選抜の円滑な実施のため、委員会の下に入試実施委員会を設置する。

6 前項の入試実施委員会は、各学部・研究科・専攻科の全教員及び委員会業務を司る事務職員をもって組織する

7 その他、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(緊急時の対応)

第9条 本部長は、緊急の事態が生じた場合、副本部長及び関係者を招集し、対応を協

議の上、必要な措置を講ずる。

(事務)

第10条 本部及び委員会の事務は、学生支援課及び池田事務室において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。